

京都市告示第594号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年2月23日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
松尾山田経18 号線	西京区山田出口町33番地地先から 同区山田北山田町34番地地先まで	旧	メートル 200.40	メートル 3.60 ~11.54
		新	200.40	5.70 ~12.00
松尾山田経22 号線	西京区山田北山田町19番地地先内	旧	10.80	2.60 ~3.65
		新	8.20	2.60 ~3.65

(建設局土木管理部道路明示課)